

## 議員提案政策条例の体制づくりについて

### 1 諮問事項の概要

[提案理由] 去る 9 月 13 日付けの代表者会議において、組織名称を現行の「議会事務局」から「議会局」へと変更する要望を企画部に申し出たことを報告したが、その大きな目的として、議員提案の政策条例について、今後、本市議会の体制づくりを強化することの説明をした。その後、企画部からは 10 月 4 日付で「議会事務局」の名称は、現行のとおりとすることの一定の判断がされたため、ここで議員から政策条例の策定の申し出があった際の体制づくりを協議する。

[概要説明] 議員提案の政策条例については、議員の議案提出権（団体意思）に基づき定数の 12 分の 1 以上（本市議会では 3 人以上）の連署をもって提案することはできるが、その実効性や議会全体としての考え方を整理していくため、その受け皿となる体制作りを協議する。他市議会では、全会派から委員を選出し、協議体を設置の上、議員提案の政策条例を議会全体として協議するスキームや、常任委員会で課題を所管事務調査として協議し、最終的に政策条例を提案するスキームなどがある。

### 2 本市議会の現状と課題

本市議会の現状では、議員提案政策条例を策定する際に、過去の事例を参照し大別すると、次の 2 とおりのパターンがある。

#### ①議員提出議案（議員提出）を契機とするもの

**議員提出議案 → 委員会付託 → 委員会審査 → 委員長報告 → 本会議採決**

小田原市林道管理条例（平成 9 年 6 月 25 日提出）

提出者：小松久信（賛成者 二見健一、高松民吉、今村洋一）

本会議：閉会中の継続審査として経済病院常任委員会へ付託（6/25）

委員会：**委員会審査 6 回**（7/28、8/13、9/3、9/10、10/3、11/27）

採決 → 否決すべきもの（賛成少数） 11/27

本会議：採決 → 否決（賛成少数） 12/2

小田原市深夜花火規制条例（平成 17 年 6 月 28 日提出）

提出者：小松久信（賛成者 小林俊夫、大野眞一、中島春子、谷神久雄）

本会議：閉会中の継続審査として経済病院常任委員会へ付託（6/28）

委員会：**委員会審査 5 回**（8/8、9/8、10/31、12/8、1/18）

採決 → 否決すべきもの（賛成少数）

本会議：採決 → 可決（全員賛成） 2/22

上記は既存の所管常任委員会へ付託した事例である。このパターンの課題としては、ただでさえ議案審査、陳情審査、報告事項等を担う多忙な常任委員会へ付託することにより、一度に集中した効率的な審査を行うことができないことや、事前に意見交換や協議をする体制がないことから、委員会審査が複数回にわたり、委員の皆様の負担が増えることが挙げられる。

②答申を契機とするもの

議会改革推進委員会答申 → 特別委員会設置 → 特別委員会調査 → 議員提出議案 → 本会議採決

議会改革推進委員会

経緯：議会改革推進委員会（最終答申） → 議会基本条例の制定について具体的検討していく

検討：議会基本条例特別委員会を設置（平成 24 年 3 月 23 日）

議会基本条例特別委員会

委員会：委員会調査 27 回（3/23、4/12、4/26、5/7、5/22、5/29、6/4、6/12、6/20、7/9、8/8、8/23、9/5、9/14、10/4、10/18、10/19、10/25、11/12、11/21、11/28、1/23、1/29、2/4、2/12、2/18、3/19）

本会議：委員長報告（3/27）

小田原市議会基本条例（平成 25 年 3 月 27 日提出）

提出者：安野裕子、原田敏司、佐々木ナオミ、今村洋一、木村正彦、大村学、井原義雄

本会議：採決 → 可決（全員賛成） ※委員会審査省略

上記は特別委員会を設置した事例である。このパターンの課題としては、特別委員会設置の可否についての協議からスタートしなければならないことにより、すぐに課題の調査に取りかかることができず、機動性に欠けることが挙げられる。

その他の事例（所管事務調査）における課題

既存の常任委員会では、その所管に属する部局への調査が基本となるため、執行部を横断的に調査することが難しい（現在、建設経済常任委員会で実施している所管事務調査「地域経済振興施策について」においても、執行部を横断的に調査する必要性が感じられている）。

執行部を横断的に調査できるように特別委員会を設置する方法もあるが、上記②の課題のとおり機動性に欠ける。

### 3 県内他市の状況

①現在の議員の任期中に政策型議員提案条例の提出実績がある市	19市中 4市
②政策型議員提案条例または政策提言に向けた取組事例や体制がある市	19市中 13市
③上記①及び②の両方に該当する市	19市中 2市
④上記①及び②のどちらにも該当しない市	19市中 6市

※上記④に該当する市（平塚市、逗子市、厚木市、海老名市、座間市、南足柄市）を除く県内他市の状況

	任期開始日及び件数		取組と体制づくりの状況（条例）	区分
			取組と体制づくりの状況（提言）	
小田原市	令和元年5月1日	1件	議会改革検討委員会で検討中 議会改革検討委員会で検討中	①
横浜市	平成31年4月30日 ※補欠選挙を除く	2件	議会局に法制等担当を置いている。 無	③
川崎市	令和元年5月1日	0件	常任委員会等での審議前の協議等の場として、各会派の政策担当者による政策担当者会議を設置している。	②
相模原市	平成31年4月30日	0件	政策検討会議の設置が可能であるが、現在までに設置事例はない	②
横須賀市	令和元年5月2日	2件	政策検討会議において、4年間の実行計画を策定し、取り上げる政策立案を定めている。	③
鎌倉市	令和3年5月15日	0件	会派を超えた議員活動による条例制定事例あり 条例及び要綱により策定済み。	②
藤沢市	令和元年5月1日	0件	政策検討会議設置要綱を制定し、課題について現在検討中	②
茅ヶ崎市	令和元年5月1日	0件	議会基本条例の規定に基づき、政策立案や政策提言を行うこと（政策討議）に取り組んでいる。	②
三浦市	令和元年5月1日	0件	議会基本条例において、議員研修の充実強化、議会事務局の機能強化等に努めることとしている。	②
秦野市	令和元年9月11日	0件	令和4年1月1日から通年会期制を導入。各常任委員会において、政策提言の実施に向け、協議を行う。	②
大和市	令和元年5月1日	0件	議会改革実行委員会等での協議を経て、法制担当職員の配置を市側に求めている。	②
伊勢原市	平成31年4月30日	0件	未定 「まちづくり検討会議」を設立	②
綾瀬市	平成31年4月30日	1件	無	①

## 4 参考情報

### ◎議案提出権（地方自治法における規定）

#### ・議員の議案提出権

（議員の議案提出権）

第 112 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成がなければならない。

3 第 1 項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

#### ・委員会の議案提出権

（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

(1) 議会の運営に関する事項

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(3) 議長の諮問に関する事項

4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

5 第 115 条の 2 の規定は、委員会について準用する。

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

7 前項の規定による議案の提出は、文書をもってしなければならない。

8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

9 前各号に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

◎議員提案政策条例等の状況（小田原市議会）

平成7年度～令和3年度

提出年月日	件名	議決年月日
平成9年6月25日	小田原市林道管理条例	平成9年12月2日否決
平成13年3月23日	小田原市議会議政務調査費の交付に関する条例	同日原案可決
平成17年6月28日	小田原市深夜花火規制条例	平成18年2月22日原案可決
平成22年6月29日	都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	平成22年9月18日原案可決
平成25年3月27日	小田原市議会基本条例	同日原案可決
平成26年3月26日	地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用について（小田原市における既存宅地制度に関する調査）	同日原案可決
平成26年10月2日	都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	同日原案可決
平成28年12月14日	地方自治法第100条の2及び小田原市議会基本条例第11条の規定に基づく専門的知見の活用について（小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する調査）	同日原案可決
平成29年10月6日	地方自治法第100条の2及び小田原市議会基本条例第11条の規定に基づく専門的知見の活用について（中核市移行に係る分析等）	同日原案可決
令和2年6月25日	小田原市議会の議決すべき事件に関する条例	同日原案可決

◎所管事務調査からの提言（小田原市議会）

※所管事務調査（令和元年度実施）

常任委員会	所管事務調査のテーマ	開催状況	本会議での報告
総務	地域防災力の向上	5回	令和2年5月臨時会 （委員長報告の中で提言）
厚生文教	小田原市立病院経営改革プラン（平成29年度～平成32年度）の進捗状況 学校施設等の老朽化対策や教育環境の計画的整備の進捗状況 待機児童の状況と今後の取組 避難行動要支援者の支援体制整備の進捗状況	5回	令和2年5月臨時会 （委員長報告の中で提言）
建設経済	小田原市競輪事業の今後のあり方	5回	令和2年5月臨時会 （委員長報告の中で提言）

## 議員提案政策条例の体制づくりについて

議員（または委員会）は、政策提言のほか、地方自治法の規定に基づき、政策条例議案等を提出することができる。本市議会の議会基本条例にも、政策の立案及び提言に努めることとあるが、議員に政策条例の考えがあっても、なかなか身を結ばない現状がある。自治体によっては、議員に政策提言や政策条例議案等の策定の考えがある際に、その受け皿となる協議体の設置体制があり、県内各市における当該協議体の事例は次のとおりである。

自治体	体制（協議体）の名称
	体制（協議体）の概要
川崎市	政策担当者会議
	①議員から政策提言や政策条例の提案があった際に、設置される協議体 ②その提案の必要性や、既存の委員会で検討するか別に会議体を立ち上げて検討するかを協議し、常任委員会等での審議前の協議または調整を行う場として、機能している。
相模原市	政策検討会議
	①議会運営委員会の下部組織のイメージ ②議会運営委員会を構成する交渉会派に属する委員から、その会派の総意として議会運営委員会に案件が示された場合に、設置を検討する（現在まで設置事例はない）。
横須賀市	政策検討会議
	①取り上げる政策案を定め、4年間の実行計画を策定し、案件別に検討するための協議体を設置するための協議体（常設） ②具体的な調査や条例立案等は設置された協議体が行い、その協議体の構成員を発議者として、議員提出議案を本会議へ上程。委員会付託は行わず、本会議で即決。
鎌倉市	政策法務研究会
	①議員から政策提言や政策条例の提案があった際に、研究のため、設置される協議体 ②調査や条例立案等を行い、協議体の構成員を発議者として、議員提出議案を本会議へ上程。委員会付託を行う場合も即決する場合もある。
藤沢市	政策検討会議
	①議会運営委員会の承認に基づき、設置される協議体 ②調査や条例立案等を行い、協議体の構成員を発議者として、議員提出議案を本会議へ上程。委員会付託を行う場合も即決する場合もある。

◎協議体設置のメリット：特定の課題等に対して、調査等の段階から会派を超えて集中的に協議や意見交換等に取り組むことができ、委員会付託を省略することができる場合もある。

デメリット：常設の協議体でない場合、結果として、議員の任期中に開催・設置事例がないこともある。

調査票 (議員提案政策条例の体制づくりについて)

会派名 : \_\_\_\_\_

提出期限 : 令和 4 年 5 月 16 日 (月) 正午

◎議員提案政策条例の策定を支援する体制づくりについて、どのように考えますか。

必要

不要

その他

**【意見欄】**

※御意見がありましたら、御記入ください (「その他」を選択された場合、必ず御記入ください)。